

超簡易版

令和7年度
業務改善助成金のご案内

中小企業等が生産性向上等を通じて最低賃金を引き上げること支援する制度です！



STEP 1 業務改善助成金を申請できるか確認しましょう

(注) 事業主単位ではなく、事業場（各店舗など）単位となります。

中小企業・小規模事業者であり、「みなし大企業」でもない。

YES

事業場内で最も低い時間給※が952円～1002円である。

YES

業務改善助成金の申請が可能です※
STEP 2へ

NO

NO

※雇入れ後6か月を経過した労働者

業務改善助成金の申請はできません。
その他の賃金引上げを支援する助成金をご検討ください。

※解雇、賃下げ、労働保険料の滞納などの不交付事由がある場合は申請できませんのでご注意ください。

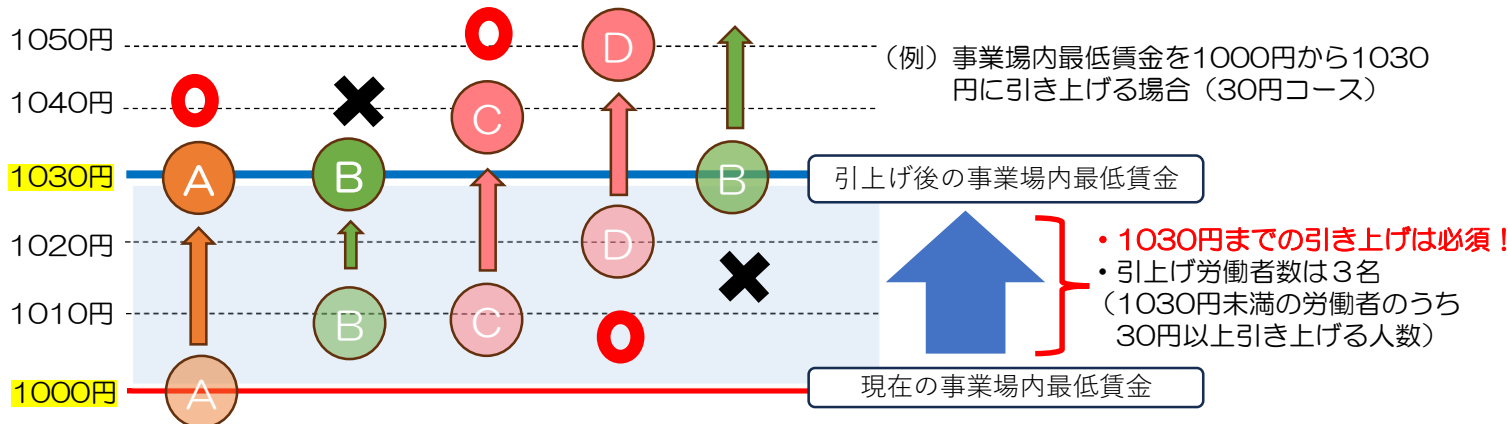


STEP 2 賃金引上げ計画・設備投資の計画を立てましょう

(1) 賃金引上げ計画を立てる

(注意！) 実際の賃金引上げは申請後に行う必要があります。

- STEP1で確認した事業場内で最も低い時間給の労働者の賃金の引上げ額を決めましょう。
(30円～90円のコースがあります。引き上げ幅が大きいほど助成上限額が大きくなります。)
- 新たな事業場内最低賃金を下回る賃金の労働者の賃金の引き上げ額(引上げ労働者数)を決めましょう。
(選択したコースの金額以上引き上げる労働者の人数が引上げ労働者数としてカウントできます。引上げ労働者数が多いほど助成上限額が大きくなります。)



コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額 単位：万円				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)

※特例事業者：①事業場内最低賃金が1000円未満 又は ②物価高騰要件に該当する(裏面参照)

(2) 設備投資の計画を立てる

(注意!) 設備導入は交付決定を受けた後に行う必要があります。

- ・助成率と(1)で定まった上限額をふまえ、導入する設備等★を検討しましょう。

助成率

引上げ前の事業場内最低賃金の金額によって助成率が異なります。

1000円未満

4 / 5

1000円以上

3 / 4



業務効率の向上や生産性アップにつながる設備投資が対象となります。

現状の課題(商品の製造効率が悪い等)を洗い出し、導入例を参考に検討してみましょう。

導入例

製造業

業務の課題(人数)

設備名

主な効果

商品の運搬を台車で行っていたため時間がかかり、従業員の負担も大きかった。また、選別作業も手作業で、ミスも多く時間がかかっていた。(企業4名・引上げ4名)

フォークリフト・重量選別機(食品加工)

フォークリフトの導入により1回で運搬できる量が多くなった。また、自動選別機の導入によりミスがなくなり、作業時間を短縮することができた。

商品を冷凍する際、通常の冷凍庫では冷凍に6時間かかり、製造量が限られていた。(企業4名・引上げ2名)

急速液体冷凍機(食料品製造)

設備導入により、冷凍にかかる時間が30分程度となり、1日の製造可能量が約3倍となって生産性が大幅に向上した。

裾引き作業を2工程に分けて縫製しており、ボタンも手付けしていたため、縫製作業に時間がかかっていた。(企業81名・引上げ20名)

裾引きオーバーロックミシン・自動ボタン付けミシン(縫製)

裾引き作業が1工程に短縮され、作業スピードが向上した。また、ボタンをミシン付けできるようになったため、大幅に作業時間を短縮することができた。

レーザーカッターによる木材加工を行っているが、マーカー処理に時間がかかっていた。(企業4名・引上げ2名)

レーザーマーカー(木製品製造)

マーキング専用機器の導入により、既存のレーザーカッターと併用することで製造時間を大幅に短縮することができた。

(注1) 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費(例)エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)、通常の事業活動に伴う経費(例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)などは対象となりません。

(注2) 物価高騰要件に該当する特例事業者※のみ、通常は助成対象外となる乗用自動車や貨物自動車の一部、PC・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も対象となります。

※物価高騰要件に該当する特例事業者

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

STEP3 申請書類・必要書類(見積書等)の準備をしましょう



STEP2までの確認と計画ができましたら、ぜひ一度高知労働局雇用環境・均等室へご相談ください。

- ・交付申請書・事業場実施計画書等を高知労働局雇用環境・均等室に提出してください。
- ・申請期限は、申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。

厚生労働省

高知労働局

業務改善助成金

検索



【制度のお問い合わせ先】【ワンストップ相談窓口】

業務改善助成金

高知働き方改革

コールセンター

推進支援センター

Tel0120-366-440

Tel0120-899-869

就業規則、賃金台帳などの必要書類を確認するため訪問などにも対応しています。

【申請先】

高知労働局

雇用環境・均等室

Tel088-885-6041